

日本農業労災学会 第4回農業労災ワークショップ
『農業者の労災保険の特別加入を進めるためには何が必要か
—特別加入制度の現状や課題を踏まえて—』

コメント3

建設業の一人親方特別加入と比べてみた

令和6年5月31日

いのしし社会保険労務士事務所・農業労災事務センター

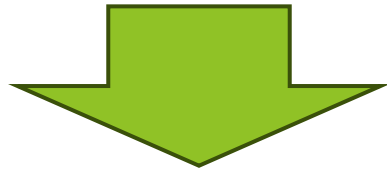
所長・常務理事兼事務局長 中村 雅和

目次

- 1 建設業の一人親方労災保険とは
- 2 加入者数、加入率を比べてみたら
- 3 特別加入団体数を比べてみたら
- 4 建設業で特別加入していない理由
- 5 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」
- 6 農業分野の特別加入の伸び代

1 建設業の一人親方労災保険とは

- ▶ 労働者を使用しないで建設業*を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者(家族従事者等)



- ▶ 建設業の一人親方さんは、労働者を雇ったら、この特別加入制度は使えず、中小事業主等に加入となります。
- ▶ 一方、農業労災特別加入は「特定作業従事者」の区分なので、雇用の有無は不問
- ▶ *土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業



1-2 一人親方労災保険の補償範囲

大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方

- ▶ ア 請負契約に直接必要な行為を行う場合
- ▶ イ 請負工事現場における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
- ▶ ウ 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
- ▶ エ 請負工事に関する機械や製品を運搬する作業（手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除く）
およびこれに直接附帯する行為を行う場合
- ▶ オ 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合
- ▶ 通勤災害も対象となる。



農業の労災特別加入（指定・特定）と比べるとはるかに広い補償範囲
ただし、自分で取ってきた仕事（元請）は対象外。

2-1 加入者数を比べてみたら



	就業者数
建設業（一人親方等）	156万人
農業（基幹的農業従事者）	136万人

建設業は令和4年度総務省労働力調査より
農業は令和3年度農業センサスより

	建設業	農業
中小事業主等	459,707人	33,859人
第二種特別加入	642,733人	91,301人
合計	1,102,440人	125,160人

令和4年度労災保険事業年報より

注1 中小事業主には家族従事者数を含む。農業は耕種農業と畜産業の合計数

注2 第二種特別加入には、一人親方と特定作業従事者があり、建設業は一人親方、農業は特定作業従事者（指定農業機械作業従事者と特定農作業従事者）となっている。

注3 農業の第二種特別加入は、指定（28,694人）、特定（62,607人）の合計数

2-2 加入率を比べてみたら

	加入率
建設業	70.7%
農業	9.2%

注 前ページの就業者数と特別加入者数で割合を算出した。



3 特別加入団体数を比べてみたら

	団体数
建設業	3,160団体
農業	809団体

団体数は建設業の4分の1しかない

団体の特徴（統計などではなく、リストの視認に基づく感想）

建設業・・・建設業組合、商工会、社会保険労務士やその団体、建設業者など多岐にわたる。

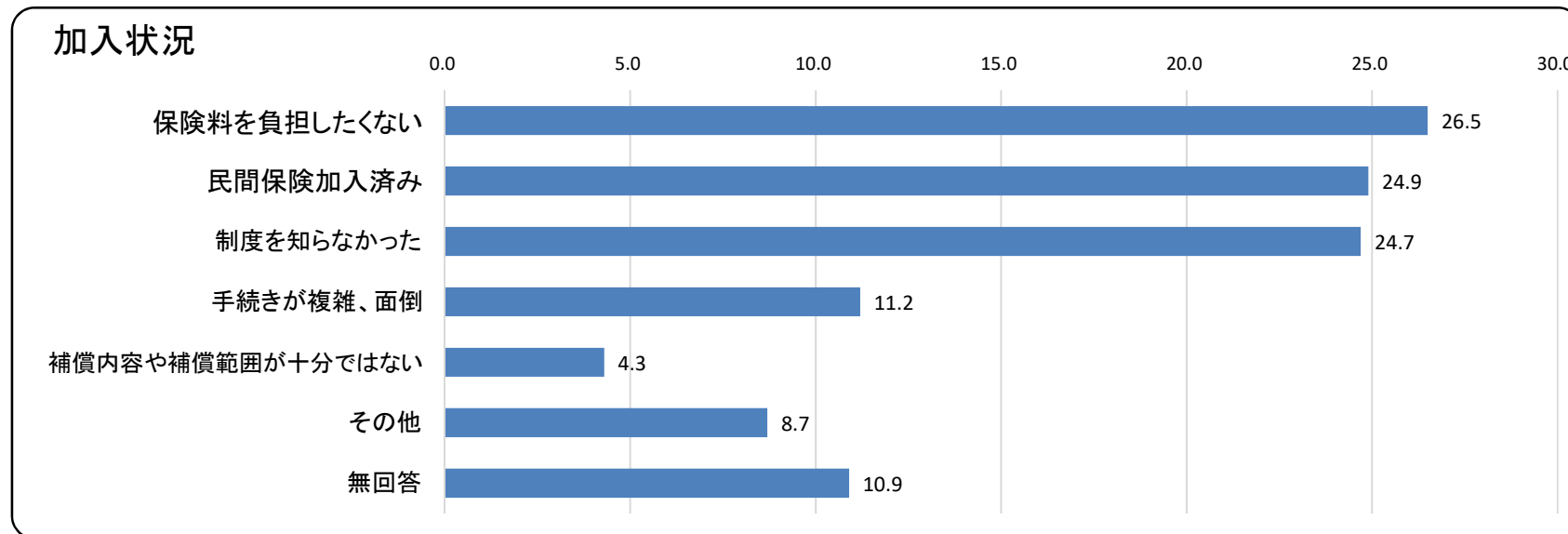
農業・・・ほとんどが地元のJAか農事組合法人が単独で設立していて、それ以外の個人・組織はタッチしていない。

- 建設業の一人親方は、特別加入しようと思えば、選択肢が多岐にわたっていてアクセスしやすい
- 一方、農業者は、選択肢がほとんどJAしかないが、JAに加入していない農業者は特別加入にアクセスする手段がない。JA組合員でも未加入者は多い（農業労災事務センターの加入状況より）

4 建設業の一人親方が特別加入していない理由（平成30年度厚生労働省アンケート）

3. 特別加入していない理由

○特別加入していない理由として、「保険料を負担したくない」（26.5%）が最も多く、続いて「民間保険加入済み」（24.9%）、「制度を知らなかった」（24.7%）という回答がほぼ同じ割合となった。



【その他として記載された理由】

- 1 保険料を払う余裕がない。収入が少ない、保険料が高い
- 2 仕事が少ない、現場に行かない、現場作業はしない
- 3 危険な仕事がないので、保障の必要がない



5-1 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

<目的、基本理念>

目的、基本理念

<目的>（第1条関係）

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

<基本理念>（第3条関係）

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<国等の責務、法制上の措置等>

国等の責務、法制上の措置等

<国等の責務>（第4条から第6条まで関係）

- 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
- 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる

<法制上の措置等>（第7条関係）

- 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

<基本計画等、基本的施策>

基本計画等（第8条・第9条関係）

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勧告して、都道府県計画を策定するよう努める

基本的施策（第10条から第14条まで関係）

- 建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- 責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進）
- 建設工事の現場における措置の統一の実施（労災保険関係の状況の把握の促進等）
- 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進
- 建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

<推進会議の設置>

建設工事従事者安全健康確保推進会議（第15条関係）

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

施行：平成29年3月16日



5-2 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」から

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方については、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

一人親方のうち適正でないと考えられる者、すなわち、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図し、本来雇用すべき技能労働者を個人事業主化させ、規制逃れを目的とした一人親方など、契約の形式が請負契約であっても、実態が雇用労働者である場合には、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、**一人親方と請負契約を締結する際には、取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めるよう周知を行う。**

また、一人親方の安全及び健康の確保と併せて、関係行政機関等が連携し、**元請負人等を通じて一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への適切な加入について、積極的な促進を徹底する。**



6 農業分野での特別加入の伸び代

- ① 建設業と比べると、業務災害の補償範囲がはるかに狭い。ただし建設業は、元請事業主が下請労働者を含めて包括的に労災保険に加入させている一方、農業労働者は暫定任意適用事業で加入率も40%弱となっていて、農作業の全てを認めるには、法制度上、ハードルが高い。
- ② 建設業に比べると特別加入団体が圧倒的に少ない。建設業では特別加入団体の運営がビジネスとして成立している状況があるが、農業ではそうになっていない。
- ③ 建設業と比べると、特別加入団体の性質が、構成員のみが加入対象となっていて、構成員以外の農業者の受け皿がない。
- ④ 建設業一人親方のほとんどは特別加入制度が認知されている一方、農業では、JA内部でも労災保険特別加入の存在が認知されていない。
- ⑤ 建設業では、元請工事に入るために、実質的に一人親方特別加入が強制だが、農業では任意の取り組みとなっている。



コメントした人は

- ▶ いのしし社会保険労務士事務所 所長 中村雅和
- ▶ 農業労災事務センター（指定農業機械作業従事者、特定農作業従事者）運営



<https://nougyorousai.com/>

所在地	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-17-14-803 (いのしし社会保険労務士事務所内)
電話番号	092-409-2531
FAX番号	092-409-2538